

A型7割が基準違反



活動収支で最賃払えず

厚労省 障害者就労改善へ 指導強化

厚生労働省は14日、「就労継続支援A型事業所」の約7割が、障害者による清掃作業や

パンの製造といった生産活動収支だけでは最低賃金を支払えず、サービス事業所の指定基準に違反していることを発表した。職員の人件費などに充てる障害報酬（自立支援給付）から捻出して賃金を払うケースが多い。厚労省は事業所への指導を強化するよう自治体に呼び掛けている。

厚労省は同日、都道府県などの担当課長を集めた会議で「A型事業所が健全な運営となるよう指定権者として指導と支援という観点で取り組んでほしい」（宮崎雅則・障害保健福祉部長）と要請した。

A型事業所をめぐっては、十分な生産活動を確保せず障害者の働く時間を抑え、障害報酬で賃金を補てんする不適切な事例がかねて問題視されていた。そこで厚労省は17年4月に指定基準を改正し、生産活動の収支の範囲で賃金を支払うことを規定した。

しかし、最低賃金を支払えない事業所が加増する就労継続支援A型事業所全国協

定の基準を満たす社会福祉法人豊心会のA型事業所（配食センター、東京都豊島区）。賃金は月額平均9万510円。定員15人で主に精神障害者が働く。近藤友克・常務理事は「配食先として企業などを開拓している」と話す

厚労省は2016年度の経営状況を17年12月までに把握した事業所3036カ所のうち、71%の2157カ所で賃金が生産活動収入を上回る。こうした事業所に厚労省は経営改善計画の提出を求めたが、提出が済んでいるのは1769カ所だけだ。

計画提出を求められた2157カ所の内訳は、営利法人が1325カ所（61・4%）で最も多い。特に設立5年未満の事業所が目立つ。社会福祉法人は249カ所（11・5%）だった。

厚労省によると17年4月時点でA型事業所は3630カ所あり、約半数が営利法人。利用者数は6万6894人で精神障害者が約半数を占め最も多い。16年度の平均月額賃金は7万720円。事業所数は12年度の2・3倍に増えた。

経営改善計画書の提出が必要な事業所の内訳

法人種別	5年未満		合計
	5年以上	5年未満	
社会福祉法人	160 7.4%	89 4.1%	249 11.5%
営利法人	252 11.7%	1073 49.7%	1325 61.4%
NPO法人	134 6.2%	192 8.9%	326 15.1%
その他	33 1.5%	224 10.4%	257 11.9%
計	579 26.8%	1578 73.2%	2157 100.0%

厚労省によると17年4月時点でA型事業所は3630カ所あり、約半数が営利法人。利用者数は6万6894人で精神障害者が約半数を占め最も多い。16年度の平均月額賃金は7万720円。事業所数は12年度の2・3倍に増えた。

（福田敏克）